(別紙3)

令和4年度"「長久手市役所の仕事」通知表"の作成 ~長久手市行政評価・外部評価~

児童発達支援センター事業

子ども部 子ども家庭課

まさづくり、まずは笑顔でこんにちは 長久手市はあいさつ運動に取組んでいます

1 事業概要

◆事業名

児童発達支援センター事業

◆事業の開始の背景、経緯等

厚生労働省告示第三百九十五号により、児童発達支援センターを令和5年度末までに市町村に1つ設置する必要があることから、本市においても第2期障がい児福祉計画において令和3年度中の設置で進めてきた。市の中核的な療育施設としての児童発達支援センターを令和2年度末に整備、令和3年10月に指定管理者制度により設置し、開所した。

2 事業の実施体制

◆組織体制、人員

〈療育支援係(こどもの発達相談室)〉

事務職 2名、保育士 2名(正規職員1名、会計年度任用職員1名)、保健師 1名、相談員 3名(心理士2名、教育相談員1名)

〈児童発達支援センター〉

管理者兼児童発達支援管理責任者 1名、保育士 12名(常勤職員 4名、非常勤職員8名)、児童指導員 1名、機能訓練担当職員 2名(常勤職員言語聴覚士1名、常勤職員理学療法士1名)、看護師 1名(非常勤職員)、栄養士 1名(非常勤職員)、事務員 1名(常勤職員)、嘱託医 1名(非常勤職員1名)、運転手 1名(非常勤職員)、清掃補助 1名(非常勤職員)

3 事業目的等①

◆事業内容(どのような事業なのか)

〈児童発達支援〉

障がいのある就学前児童に対し、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行うもので、児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づく法定事業。

〈保育所等訪問支援〉

障がいのある児童に対し、保育所等の施設を訪問し、当該施設における障害 児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を行 うもので、児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づく法定事業。

◆事業対象(誰、何を対象にしているか)

障がい又はその疑いのある児童及びその保護者、並 びにその関係者

3 事業目的等②

◆事業意図(対象をどのような状態にしたいか)

就学前の障害児等の通所先の確保、保育所等訪問支援による所属先での支援を受けることができるようにする。

- ◆事業を構成する事務事業【今後の方向性】
 - ① | 児童発達支援センター事業
- 2
- 3

4 成果推移

◆成果指標(単位)

利用者数(児童発達支援と保育所等訪問支援の年度末での契約人数合計)

◆指標の設定根拠

児童発達支援センターの利用者数(児童発達支援と保育所等 訪問支援の合計)を指標とする。

◆数値目標の根拠

今後も事業周知が進むことから令和3年度実績から5%増加とする。

R3年度実績

児童発達支援利用者数44人+保育所等訪問支援利用者数21人 =65人

5 これまでの振り返り

◆目標達成状況・分析コメント

1日定員30人ではあるものの、申込者の状況の違いや、児童の利用日数の違いにより、クラス編成で苦慮した。(児童発達支援) 市内公立保育園全園さらに市外幼稚園・保育園を訪問することができ 事業周知も進んだ。(保育所等訪問支援)

◆活動エピソード

指定管理で事業を行うことで、児童発達支援管理責任者など、 児童福祉法で配置が義務づけられている専門職の確保や常勤雇 用が可能となることや既に児童福祉事業に携わっている事業者 が運営を担うことなるため、これまでにその事業者が培った経 験の活用ができている。

◆改善ポイント

地域の中核となるセンターとして、他の事業所との更なる連携 が必要である。

6 事業の今後

◆事業の今後の方向性

民間事業者とも顔の見える関係を築きつつ、連携を図る。保育園や幼稚園を運営している指定管理者の経験を活かし、保育園等との連携を深めていく。

◆事業の中長期の目標

指定管理期間は4年半。センター機能として、通所 先の確保が難しい医療的ケア児や重症心身障がい児 を含め通所先を確保できるよう、地域全体で民間事 業者も交えた割振りができることが理想である。

7 事業のまとめ

◆事業の課題など

中核的なセンターとしての役割を果たすため、他事業所との「連携体制づくり」が必要である。このため、体制づくりを図っていくための具体的な方法の立案が課題である。

◆外部評価実施者に助言をもらいたいことなど

上記課題の中核的な役割を果たしていく中での、民業圧迫とならないような他の民間事業所と連携・共存していく、事業運営のためのアドバイスをお願いします。